

# 資料 5 - 1

生駒市病院事業計画案に対する  
第4回生駒市病院事業推進委員会までの意見の内容

## 生駒市病院事業計画案に対する第4回生駒市病院事業推進委員会までの意見の内容

大項目	中項目	多数意見	少数意見
1 病院事業の基本方針	(1) 新病院建設の必要性	末尾記載の審議未了箇所以外については、原案を承認する。	
	(2) 新病院のコンセプト	<p>P2 16～33行</p> <p>(2) 新病院のコンセプトの内容を次のとおり全文修正する。</p> <p>「① 質の高い医療の提供 生駒市の地域医療の問題点を踏まえ、政策的に実施すべき医療事業を確実に実施し、市民満足度の高い、質の高い医療を提供する。</p> <p>② 地域完結型の医療体制構築への寄与 地域の病院がそれぞれの機能を分担し、かかりつけ医との連携も含めた地域完結型の医療を目指し、また、患者を中心とした継続性のある医療を提供するため、前方連携と後方連携を考慮し、周辺の地域医療機関との病診連携や病病連携を積極的に推進する。</p> <p>③ 救急医療の充実 本地域における二次救急医療に対応できる中核病院の必要性から、内科系、外科系、小児科系の二次救急医療の充実を図る。</p> <p>④ 小児医療の充実 本地域における小児二次医療の充実の必要性から、地域医療機関との役割分担のもと、二次医療までの対応が可能な小児医療を提供する。</p> <p>⑤ 災害時医療の確保 大規模災害時において、傷病者の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるなど、災害に対する緊急対応ができる機能を確保する。</p> <p>⑥ 予防医療の啓発 市立病院であることから、市民の公衆衛生意識の高揚を図るための講習を行うなど市の保健行政と連携し、保健知識の啓発を図る。</p> <p>⑦ 財政的に健全な病院経営</p>	

		<p>新病院の運営形態については、「指定管理者方式」を採用することで、医療機関が有する経営ノウハウを活用し経営の効率化を図り、財政的に健全な病院経営を行う。</p> <p>⑧ 市民参加による運営  条例で設置された市民の代表が参加する病院事業推進委員会において、運営の基本となる病院事業計画、指定管理者との協定及び運営状況の改善について審議し、市民参加による病院運営を実現する。」</p>	
	<p>(3) 新病院の病床規模  (4) 新病院の開設場所</p>	<p>P3 11行 (4) 新病院の開設場所の次の一段落の「トータルの」を「全般的」に修正する。</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	
2 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針	<p>(1) 診療科目  (2) 各診療科目の病床数  (3) 診療方針</p>	<p>P4 (3) 診療方針の本文2行目  「指定管理者として」を「指定管理者候補として」に修正する。</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	<p>「医療法人徳洲会を指定管理者として」を「指定管理者が」に修正する。</p>
3 人員体制及び医療従事者の確保の方法	<p>(1) 人員体制  (2) 医療従事者の確保の方法について</p>	<p>原案を承認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 人員体制の表中、「小児科2名」「産婦人科2名」「麻酔科1名」について、生駒メディカルセンター（休日夜間応急診療所）のバックアップ、二次輪番体制月4回、20床の入院及び外来について、小児科医2名では到底対応できない。4～5名は必要である。産婦人科医も同様。又、6室の手術室で1名の麻酔科医では対応できない。</li> <li>・(1) 人員体制の表中、「看護師」の「外来部門30名」については外来にシフトしている内容になっている。</li> <li>・(1) 人員体制の「近隣グループ病院」という文言は、医療法人徳洲会ありき</li> </ul>

			となっている。
4 救急に対する取組	<p>(1) 救急医療体制について</p> <p>(2) 救急に対する人員体制について</p> <p>(3) 救急についての診療科毎の対応レベルについて</p>	<p>(1) 救急医療体制について、P7 下から2行 「(※2) 産婦人科については、NICUを持つ予定はなく、正常分娩及び帝王切開のみに対応する予定です。」</p> <p>を</p> <p>「(※2) 産婦人科については、一次・二次診療を行う。産婦人科緊急手術、分娩、ハイリスク分娩に対応する。但し、未熟児分娩が予想される場合はNICUを有する北和三次救急施設と緊密な連携を取り迅速な対応をする。」</p> <p>に修正する。</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	<p>P8 (2) 救急に対する人員体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合診療医」を「小児科医」に、「20時～24時」を「20時～6時」に修正すべきである。</li> <li>・県に提出している病院開設等に係る事前協議内容審査表では、産科二次救急への対応が記載されていたが、当該計画には記載されていない。</li> </ul>
5 医療における安全管理に対する取組		原案を承認する。	
6 地域医療の支援に対する取組	<p>(1) 疾病予防機能の強化について</p>	<p>P10 5行</p> <p>「また、市医師会との連携のもと市民健診や予防接種の実施への協力、企業や学校の健診等の受入れを行います。」</p> <p>を</p> <p>「また、市民健診や予防接種について、市医師会と連携して、二次健診の分担等の協力体制を整備します。」</p> <p>に修正する。</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	

	<p>(2) 在宅支援機能の充実について</p> <p>(3) 開放型病床の設置について</p> <p>(4) 地域医療機関への医療教育プログラムの提供について</p> <p>(5) 周辺の他の医療機関との連携について</p>	<p>(5) 周辺の他の医療機関との連携について、P11 2行目の次に次の文案を加える。 「また、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関との連携等を図る観点から、医師会の協力のもと、地域の診療所や病院を支援する医療機関として、将来的には「地域医療支援病院」の承認を目指します。」</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	
	<p>(6) 地域医療連携推進のための組織・体制及び方法等について</p>	<p>P11 4行 「地元開業医を訪問することによって、開業医のニーズに応え」を 「地元医療機関を訪問することによって、地元医療機関のニーズに応え」に修正する。</p> <p>P11 6行 「(6) 地域医療連携推進のための組織・体制及び方法等について」の末尾に次の文案を加える。  「また、今後、さらなる地域医療連携を推進するため、医師会等とも十分に協議しながら地域共有型電子カルテネットワークシステムの構築に向けての検討を行います。」</p> <p>それ以外については、原案を承認する。</p>	<p>「電子カルテネットワークシステムについては、時期尚早である。」という意見あり。</p>
<p>7 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報</p>		<p>原案を承認する。</p>	
<p>8 病院の施設及び附属設備の整備</p>		<p>原案を承認する。</p>	
<p>9 今後10年間における病院事業の収支の見通し</p>		<p>原案を承認する。</p>	

大項目	中項目	審 議 未 了 案 件
1 病院事業の基本方針	(1) 新病院建設の必要性	<p>P2 7～14行 (委員修正案)</p> <p>「現在、市内には小児科の二次医療を担う病院が不足し、また、奈良県北和小児科二次輪番制に参加する市内病院もない状況にあり、小児科の二次医療は市外の病院に依存しています。また、一部市内病院において小児科二次医療の実施を含む増床計画が進められており、問題点の改善が期待されるものの、さらなる充実が求められています。</p> <p>また、市内の内科系及び外科系の二次救急医療においては、奈良市内の近隣病院を加えた5病院により二次救急輪番体制が整えられているものの、照会回数が多く、救急搬送に多くの時間を要することとなっています。このことから、より緊急性、迅速性等を要する二次救急医療の体制強化が必要であり、そのため広域的な救急搬送システムを改善するとともに、二次救急医療に確実に対応できる病院の確保が求められています。」</p>
未 定	未 定	地球環境への配慮ということから「ISO14000シリーズを目指す」という趣旨の文案及び挿入位置